

地域子ども・子育て支援事業

【妊娠期～主に乳児期】

- 1 妊婦健診
- 2 乳児家庭全戸訪問事業
- 3 養育支援家庭訪問事業

【主に乳幼児期】

- 4 地域子育て支援拠点事業
(ぽけっと21)
- 5 一時預かり事業

【学童期】

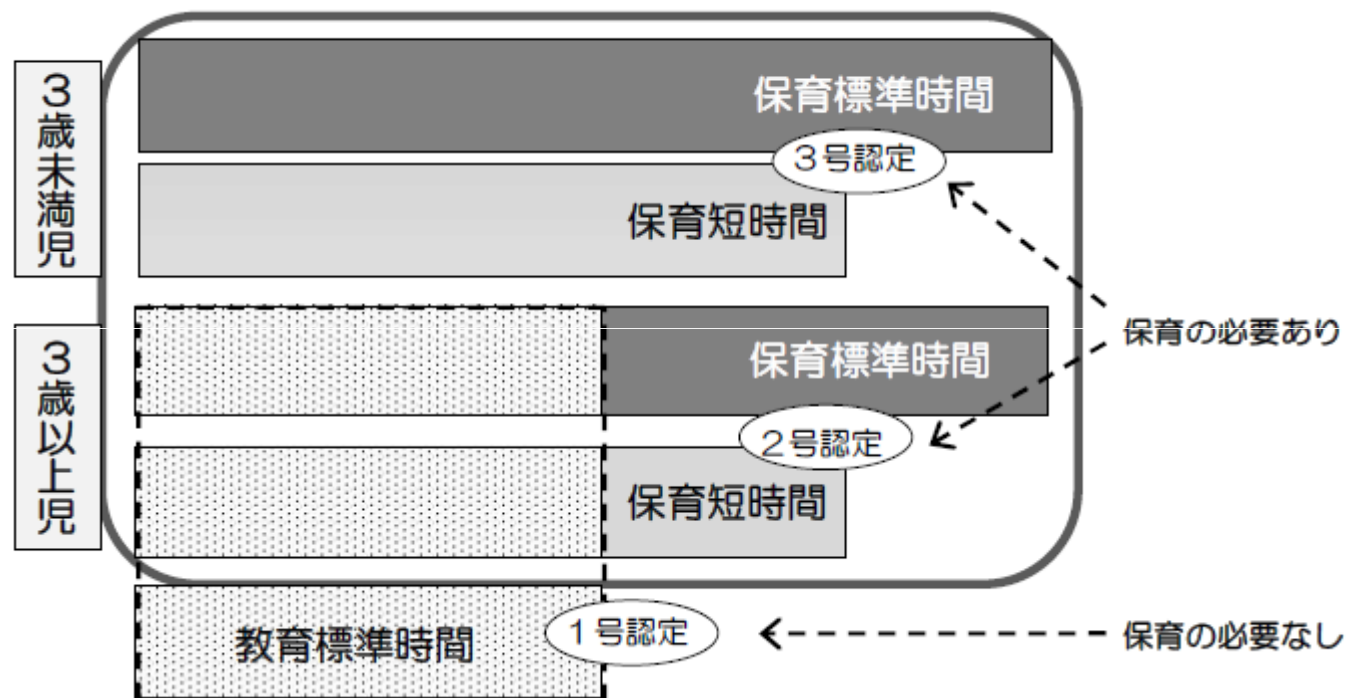
- 6 放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）

- 7 延長保育事業
- 8 子育て短期支援事業
- 9 ファミリー・サポート・センター事業
- 10 病児・病後児保育事業
- 11 利用者支援事業
- 12 実費徴収補足給付事業
- 13 制度参入促進事業

「保育の必要量の認定」の導入

新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。

※ 保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の認定がされます。



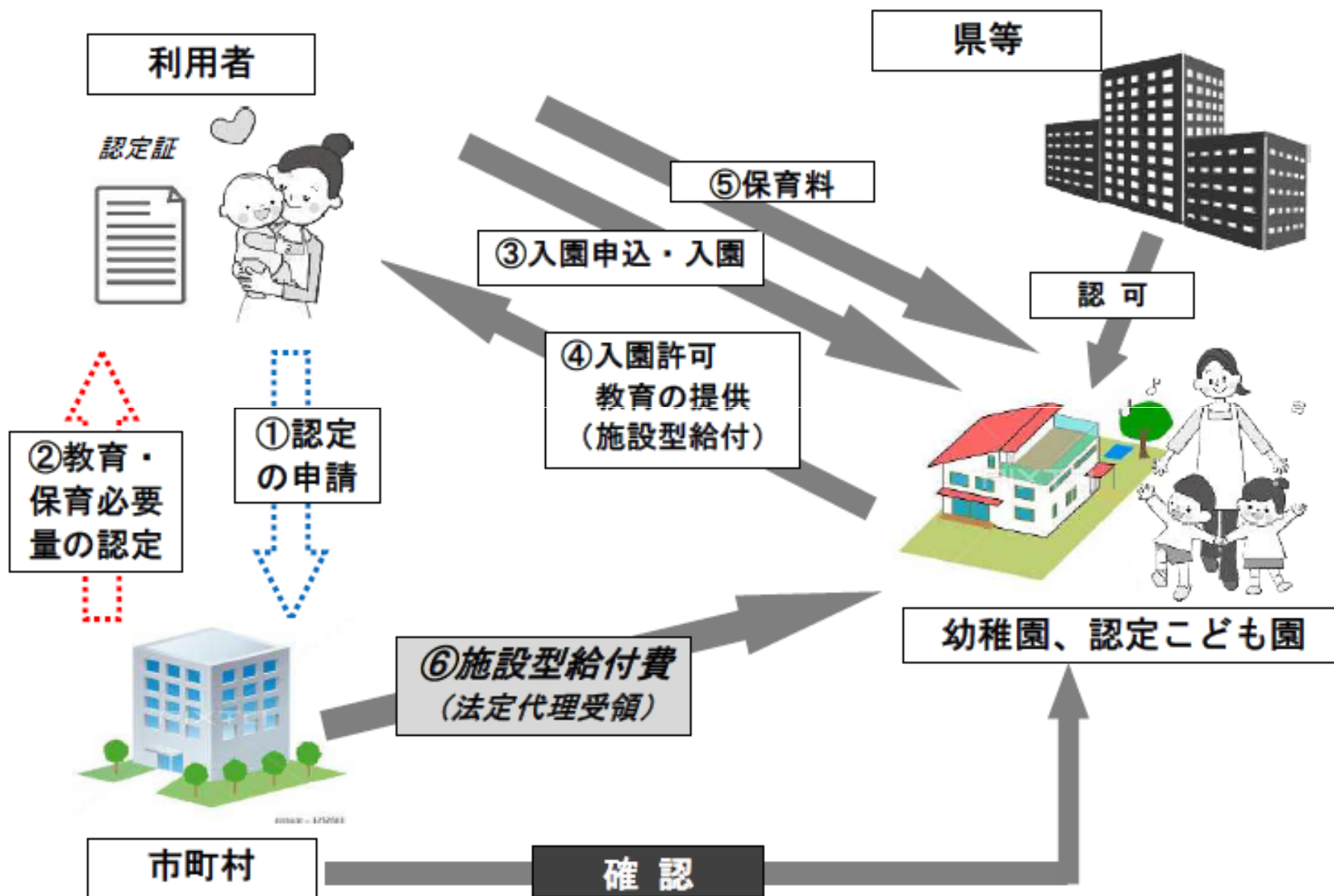
* 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11 時間開所時間に相当。

保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。

(保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定)

教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間

3 新制度における利用・公費の流れ（施設型給付幼稚園・認定こども園）



3 新制度における利用・公費の流れ（保育所）

